公民科　学習指導計画案

指導教員

実習生

・学校名　　　高等学校

・日時　2015年　6月　11日（水曜日）第1校時　場所　普通科1年　教室

・対象　普通科1年（生徒数：男子12名、女子6名；合計18名）

・単元名　日本の政治機構

・単元の主たる内容と目標

日本の政治機構についてどのような機構があるのか、その機構にある権限について気づかせる。

・単元の指導計画（配当時数および本時の位置づけ）

国会と立法（2時間）　内閣と行政（1時間）　裁判所と司法（1時間）　地方自治（1時間）

・本時の主題名　内閣と行政

・本時に使用する教材・教具

（　東京書籍　『現代社会』　）

・本時の目標

日本の議院内閣制の仕組みを考え、行政の民主的統制をはかるためには何が必要か、またどのような改革が求められるか理解していく。

＜教材観・題材観＞

内閣の政治的基盤は議院内閣制であり、国会の信任にもとづき存立する。内閣総理大臣の指名は国会議員の中から国会の議決で指名される。内閣総理大臣の権限は、衆議院の解散、国務大臣の任免、閣議の発議権があり、内閣府に総合調整権がある。

＜生徒観＞

生徒たちは政治のことに対してあまり関心がないと思われる。そこをなるべく興味が持てるように最近のニュースを取り入れて授業を展開する。また普通科1年生の生徒は授業に対する意欲が高いと思われる。

＜指導観＞

日本の政治機構のところは内容が難しいところであるが、そこを何か別のものでたとえて、生徒の関心のある話題を取り入れながらわかりやすく、興味をもてるような授業にする。また授業の進め方では、クラス全体を把握し理解できていない生徒がいれば配慮する。

・本時の評価の観点

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
授業をしっかり聞いているか。ノートをとっているか。	内閣の仕組みや、権限を考えることができたか。	内閣の権限を簡潔に説明する。	内閣と行政について理解できたか。

本時の指導過程

	指導項目	指導内容	学習活動		指導上の留意点	時間
			教師のはたらきかけ	生徒の学習活動		
導入	前回の復習 三権分立	最初に発問し、前回の復習を説明し、三権分立の説明と確認をする。	「一部の政治機関が強い力を持ちすぎないようにする仕組みとは」発問する。	発問に対し答え、発表する。	簡潔にポイントを伝える。	3分
展開	議院内閣制	まず教科書を読み、重要なところにチェックをつけさせる。その後に板書と説明をする。内閣を組織する大臣はおもに国会議員から選ばれること、内閣が国会に対し連帯責任を負うことの説明。	「内閣に対しての国会の権限とは」発問する。 一回ここまで生徒が授業内容を理解しているのか確認する。	板書をノートに写す。しっかり話を聞く。	議院内閣制では何をすれば責任を取ることになるか説明し理解させる。	20分
	内閣の権限と行政組織	まず教科書を読み、重要なところにチェックをつけさせる。その後に板書と説明をする。 内閣は官庁を通して政策を実施する。また天皇との関わりや内閣の権限を説明する。	「内閣の権限とはなにがあるか」発問する。 行政の中立性	板書をノートに写す。授業中の説明で分からなかったところは質問するようにする。	板書は丁寧に見やすく、難しいところなので、しっかりノートに写させる。	15分
	官僚制と行政の民主化	まず教科書を読み、重要なところにチェックをつけさせる。その後に板書と説明をする。 行政権を統括しているのが内閣とはいえ実際は、日常の膨大な職務をこなしているのは、官僚たちであるということを説明していく。	ここまで生徒全員が授業内容を理解しているか確認し「官僚制は必要か」と発問しその理由を考えさせる。	板書をノートに写す。 発問に対して答える。	官僚制がなぜ必要なのかを理解させ、その中でよい点と悪い点を考えさせる。	10分
整理	まとめ	議院内閣制 内閣の権限と行政組織 官僚制と行政の民主化について流れの要点を説明する。	本時の内容について理解できているのか発問。	本時の内容を整理する。	簡潔にまとめる。	2分

公民科　板書計画案（No.1）

・学校名　　　高等高校　　　　　　　　　　　　指導教員

・日　時　2015年6月10日（水曜日）　第1校時　　　実習生

・学　級　普通科　1年（　生徒数：男子　12名、女子　6名：合計　18名　）

・本時の主題名　　　内閣と行政

・本時の指導目標　　議院内閣制の仕組みを知り、行政に求められる改革を知る

・本時の板書の留意点　字は大きく、見やすく、丁寧に書く

〈第1面〉

教p75　内閣と行政

ﾜｰｸp32

∘議院内閣制

・行政←内閣

国会の定めた法律に基づき

政策を具体的に実行すること

・内閣総理大臣の指名

↳国会議員の中から選ばれる

・内閣→国会

連帯により

内閣不信任決議

↓10日以内

総辞職 or 解散

・内閣総理大臣の影響力大

↓

国務大臣を罷免

∘内閣の権限と行政組織

・一般行政事務

・政令

憲法や法律を実施するための内閣が定める命令

2001年

1府12省庁　体制に移行

↓

副大臣、大臣政務官が置かれた

⇒政務三役

〈第2面〉

∘官僚制と行政の民主化

・20世紀

行政国家

・委任立法

・官僚制←強化

↓

行政改革を高める声　増える

・小さな政府

行政の役割を縮小すべき

↓結果

・行政手続法

・情報公開法　　制定

・国家公務員倫理法

公務員の規律を正すため制定

↓

独立行政法人への天下り